

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 22 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、那覇市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 7 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

那覇市長 知念 寛

件名 那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～8 [略] 9 新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合も、同様とする。 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～8 [略] 9 新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合も、同様とする。 (種別割の税率) 第82条 [略] (1) [略] ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)<u>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下で、かつ、最高出力が4.0</u>

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ [略] (2)～(3) [略] (種別割の減免) 第89条 [略] 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(9) [略] 3 [略] (身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 [略] 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	<u>キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウに掲げるものを除く。)</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ [略] (2)～(3) [略] (種別割の減免) 第89条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(9) [略] 3 [略] (身体障がい者等に対する種別割の減免) 第90条 [略] 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
--	--

(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証を提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置

<u>3～4</u> 〔略〕 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 〔略〕 2～22 〔略〕 23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 〔略〕 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 〔略〕 2～12 〔略〕 13～14 〔略〕	<u>を受けなければならない。</u> <u>4～5</u> 〔略〕 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 〔略〕 2～22 〔略〕 23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 〔略〕 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 〔略〕 2～12 〔略〕 <u>13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から前項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>14～15</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分	

を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。